令和6年農地貸借(利用権設定)の受付について

利用権設定等促進事業(農業経営基盤強化促進法)による農地の貸借は、費用もかからず簡単な手続きで契約ができる制度です。

契約開始日に合わせて、受付締切日までに用紙を提出してください。

1 受付日程(年4回)

契約開始日	受付締切日
4月1日 5月1日 6月1日 からの契約	2月 9日(金)まで
7月1日 8月1日 からの契約 9月1日	5月 10日(金)まで
10月1日 11月1日 からの契約 12月1日	8月 9日(金)まで
1月1日 2月1日 3月1日 からの契約	11月 8日(金)まで

2 受付場所

磐田市役所西庁舎1階 農林水産課農地管理グループ (農業委員会事務局) Tm 0538-37-4813

3 申込み方法

- ・申込用紙は、上記受付場所に常時用意してあります。※用紙は、磐田市ホームページからダウンロードすることもできます。※終期のお知らせが郵送された場合は、同封の書類をご利用ください。
- ・申込用紙には、貸し手、借り手の双方に記入する欄、押印する箇所があります。
- ・借り手の方は、別途「農業経営の状況」を提出していただきます。
- ・借り手の方が市外在住の場合、耕作状況を確認するため、居住地の農業 委員会が発行する「耕作面積証明」の添付をお願いする場合があります。

4 借り手の要件

- ・権利を有する市街化調整区域内の農地の全てについて、農業経営を行う こと。(耕作放棄地がないこと)
- ・農業経営に必要な農作業に常時従事すること。 ※常時従事者以外の場合には、「契約解除条件付」の貸借になります。
- ・市街化調整区域内の農地を効率的に利用して、農業経営を行うと認められること。

5 貸し付けのできない方

- ・農業者年金の加入者で、経営移譲年金の受給を予定する満 59 才以上の方 及び経営移譲年金を受給している方
 - ※支給停止にならない場合がありますので、詳細は農林水産課農地管理グループ(農業委員会事務局)にお問合せください。
- ・相続税の納税猶予の特例を受けている方
 - ※制度の適用拡大により、適用対象農地を貸し付けることも可能になりましたが、この場合、対象農地の全てについて農地としての利用を「終身継続」する必要があります。
- ・ 生前一括贈与の納税猶予の特例を受けている方

6 その他注意事項

- ・この貸借契約は、期間満了の時点で自動的に終了になります。引続き貸借を行いたい場合には、更新の手続きが必要となります。
- ・この契約により貸借できる農地は、市街化調整区域内の農地です。
- 契約期間は、契約開始日からの年単位といたします。
- ・所有者不明農地については、相続人の一人(固定資産税等を負担している者等)でも同意が得られれば、利用権の設定が可能です。
 - ※ただし、農業委員会の探索・公示手続を経て、不明な所有者の同意 を得たとみなします。なお、農業委員会による不明者の探索は、配 偶者・子に限定されます。
- ・利用権を設定する農地については、『権利関係者全ての同意』が必要です。
 - ※ただし、数人の共有に係る農地について利用権(存続期間が20年 を超えないものに限る)を設定する場合は、『2分の1を超える共有 持分を有する者の同意が必要です。

問合せ先

磐田市農林水産課 農地管理グループ 電話 0538-37-4813